

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の方法の認可申請に関する面談（6-1）

2. 日時

令和2年9月24日（木） 16時30分～17時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊係員、池永技術参与、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他7名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：設工認申請書の品質向上のための取り組みについて

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料の第6次設工認の面談を開始します。今回の申請については、今回面談については、令和2年8月3日に申請があった。
0:00:17	第6次設工認申請について、9月7日に審査会合行いまして、前回の審査会合の指摘を踏まえて、次回の審査会合で回答するにあたっての資料のドラフト版を提示いただいておりますのでそれについての事実確認を行いたいと思います。
0:00:37	まず、三菱原子燃料のほうから、
0:00:42	出産会合資料のドラフト版について簡単に説明をお願いします。
0:00:52	はい。三菱原子燃料のテラヤマです。それではお手元にある資料は設工認申請書の品質向上のための取り組みについてという資料につきまして簡単に御説明差し上げたいと思います。よろしいでしょうか。
0:01:07	それでは始めます。
0:01:09	まず、支筋で初めてということで、これまでの当社設工認審査過程におきまして、NRA殿から多くのコメントを受けておりましたけれども、後段の設工認申請書に対して、十分な水平展開できておらず、
0:01:24	6次設工認商品としては9月7日の審査会合におきましては、よう指摘されたところでございます。それにつきましては、各発生するとともに、再発防止を図るために浸水検品分析を行い、対策を講じることといたしたいと思います。
0:01:42	続きまして、2ポツで、原因分析と対策でございます。
0:01:47	ご指摘された不備につきましては不適不適合事象ととらえまして、原因の分析を行い対策検討いたしました。
0:01:56	(1)で不適合事象と前回の審査会合で御指摘受けた項目について課金述べております。はい、大きくあったというふうにしておりましてここで本文記載事項並びにということで、4件、600通4種類のご指摘受けてございます。
0:02:15	それぞれについてはここでは省略させていただきたいと思います。排風ファンということで不明というところで記載してあるところでございますけれども、これにつきましては審査会合
0:02:30	以上連続焼結炉と同体系についての御指摘がありますけれども、母体につきましては、当社の見解といたしましては、申請書のほうを図中にも書き起こしているというふうに考えておりますので。
0:02:45	点については別途御説明差し上げたいとございます。
0:02:49	それを受けまして2ページに参りまして、

0:02:55	指摘事項の二つ目ということで、こちらでまとめてございますけれども、系統全体の申請範囲ナビという御指摘を受けております。こちらE-1で使用表の欠落っているのは御指摘でございました。
0:03:09	事象が少し審査会合で御指摘された医療機関を大きな項目でございます。これにつきまして括弧一件分析と対策の検討ということでございます。
0:03:23	こちらの今回都会抜け出席されました不適合に関しまして、原因分析を行いましたパスの詳細につきましては、添付資料のほうの資料ですと8から9ページのほうに記載してございますけれども、こちらの
0:03:40	不適合事象につきましては、申請書記載の不備とNRA殿のコメント理解不十分ということでお示した上で、それぞれについて、直接要因、背後要因対策を検討してございます。違うと。
0:03:57	5ページのほうの表の1のほうに整理してございます。
0:04:01	かいつまんで御説明いたしますと、結論としていたしましては、大きくは三つに分類してございます。チェック不十分思い込み湖面取りかえる自分のプロジェクトでございます。
0:04:15	対策といたしましては、設工認の作成チェック要領ということで考えてございますが、具体的な要領の作成要領請負見直しにつきましては、6ページのほう委員性質もでございます。
0:04:31	はい。
0:04:32	また、今回の原因分析の結果、申請書の補正要素商標検討中適合説明書添付説明書それぞれにつきまして、チェックの状況を確認いたしました。それが、
0:04:48	2ページの図の1で示してございますけれども、
0:04:52	これ自体は、チェックの不足というところへ今度その位置ですと、破線で示している部分がありまして、この辺が、今回の分析の結果が不足しているというふうに当社としては考えてございます。
0:05:08	このため対策としては、対策といたしましては、こちらのほうの、結構ですね評価で今後対応したいというふうに考えてございます。
0:05:18	次に3ページに参りまして、背後要因ということで設定いたしましたが、こちら三つございまして、要領書の趣旨の認識不足作成者の力量に依存したように、
0:05:32	三つ目でNRA殿まいとの議会在り十分だったということで三つに分類してございます。
0:05:40	THAIといたしましたような要領の教育を徹底することと、作成者の力量に依存しないよう作成すること。
0:05:49	それからNRA窓口によるNRA殿とのコミュニケーションの改善ということで考えてございます。

0:05:57	こちらのほうのこの対策を実施するに当たりましては、現状の設工認ベースにつきましては図の2のほうに示してございますけれども、これを改善するという関係で言うと1-2の下のほうに示してございますけれども、
0:06:14	設工認の情報共有会議といたしまして、マネジメントを改善することとしたいというふうに考えてございます。
0:06:23	こちらの協議会につきましては、安全品質保証部処分安全品質保証部長が主体としまして、生産管理部長安全法務課長設備技術課長。
0:06:35	それから申請者の申請書作成者が宿舍等メンバーとしまして、申請書の作成要領
0:06:43	それから、コメント対応をして、こちらは個別の対策水平展開といまして、国関係者全体の情報共有対応策をオオイするということを行うということで、とじていきたいというふうに考えてございます。
0:07:02	次に3ポツで、今後の実施計画でございまして、今回ご指摘等を踏まえまして、独自申請書の不要なために以下の実施計画を検討しました。
0:07:15	えっと大きく変わるかつこして今回の引き抜きと同様の不備のチェックを行いますよ。
0:07:21	ほぼ
0:07:24	次に両括弧で利益事象のチェックということでございまして、これはこれまでの設工認が工事申請までございましたけれども、そちらの検討を洗い出しまして、コメントの趣旨を十分踏まえて水平展開できるかというという観点でもって、
0:07:43	そのコメントを洗い出し出しまして、適合説明書とか説明書に記載されてるとか条件、
0:07:52	設計仕様が本当に適切に記載されてるかどうかということといたしたいと考えてございます。
0:07:59	これは要領書は改定ということでございまして、先ほど説明いたしましたの。
0:08:05	工認の申請書策定要領の改正をするよう考えてございます。
0:08:12	それから、4ページに参ります。(4)ということで、会議体で字面だけを改善ということでございまして、こちら先ほど失礼しました、情報共有会議会議しまして、
0:08:27	マネジメントの改善を行うこととしたいと考えてございます。
0:08:31	それから、評価ということで、申請数が修正とチェック。
0:08:35	黄色は全く否定されましたように基づきまして、修正作業実施するとともに修正作業に対し、チェックを行うこととしたいというふうに考えてございます。
0:08:46	4ページでまとめということでございまして、

0:08:51	審査会合におきまして御指摘された事象につきましては、原因分析を行いまして、以下の対策を行うことといたしました。また直接軽減対策としては、設工認の作成要領の改定を行うという、
0:09:04	背後要因の対策といたしましては、会議体を新たにつくり設置いたしまして、改善を行っていくということでございます。
0:09:12	テーマ両括弧 2 ということで、長期の対策だけで、当社の 6 時申請書に対しまして、可撓ような気がないかチェックいたしまして、申請書の品質向上を図ることといたしたいと考えてございます。資料は以上となります。
0:09:33	はい、規制庁アリタです。
0:09:36	それでは、規制庁のほうはただいまの説明に対してコメントをお願いします。
0:09:53	よろしいですか。それでは 1 点目ですが、規制庁の上原です。
0:09:59	件目ですけれども、今回の対策の出発点がですね、NRAの指定機能になっておりますが、
0:10:09	前回審査会合の後にですね、単に申請書の不備がないかという分析してるんですね、改めてチェックしているんでしょうか。
0:10:18	でチェックしているんであればどのようなものが見つかっているか。
0:10:25	確認いただきたいと思いますが、
0:10:29	はい。
0:10:30	三菱事業所テラヤマでございます。ええとですね今回からの御指摘を受けた点以外についても、当然ながら申請書のほうチェックいたします。そちらにつきましては、この資料の 3 ページのほうに書いてございますが、
0:10:45	参考Ⅱのですね、両括弧 2 ということで、類似事象チェックというところに記載してございますけれども、今回の受けたコメント以外に確保、
0:10:57	保持申請までいろいろコメントを受けてございますので、改めてそのコメント内容を吟味いたしまして、水平展開が十分であったかというところで 1 回見直してございます。
0:11:08	そういったところで抽出されたことにつきましては、改めてその申請書のほうに反映させていきたいというふうに考えてございます。
0:11:16	当社計画と実施しましては以上でございます。
0:11:23	規制庁ウエハラです。要はこれから追加分が社内でも発生するか確認した上で、
0:11:30	必要な対策或いは追加するということですか。
0:11:37	三菱原子燃料強で誤りがございます。その通りでございます。それから十分検討いたしまして、その抽出していくということでございます。
0:11:49	はい、規制庁やつ前手順はわかりました。

0:12:10	はい、規制庁歩いたりするんで申請上はこれまでの設工認なっでの指摘事項については準じ、洗い出して、
0:12:24	ただチェックシートごとに承知をいたしましたね。他方で機構申請書に先生方に反映させるものであると設工認申請以外にも何か検査で拍車不適合とか内容である会社から他社の不適合の水平展開というか、いろいろ
0:12:45	あの際、反映するべき点というのはあると思うんですけど、そういった部分もこれ漏れなく、さっき説明してもらったところ、ずれて
0:12:55	チェックされてるってことでよろしいでしょうか。
0:13:02	はい、三菱原子燃料テラヤマです。検討は当然発生した不適事象につきましてはこれまでも幾つかございましたけれども、そちらにつきましてはちょっと申請書のほうに反映することとしてございました。
0:13:17	また、跨ぎの不適合事象についての重畳考慮した上で、これまでの申請書のほうに反映してございましたけれども、今回改めてそれらにこれがないかということでチェックしていきたいというふうに考えてございます。
0:13:34	はい。規制庁新しい承知いたしました。
0:14:25	はい。規制庁アリタです。今順にチェックは進めてるということで、それは理解いたしまして、もう1回来週面談のタイミングがありますんで、その段階では中間報告ってわけでもないですけど例えばどんな
0:14:40	不適合が見つかって、
0:14:42	評価、その辺の進捗とかを御説明してることはできますでしょうか。
0:14:52	三菱原子燃料テラヤマでございます。時間面談ということは来週ということっていうふうに昇格をはい。
0:15:00	どういったものが見られない。
0:15:04	来週もう一度面談を設定していただければということであれば、そのときにですね発生が欠けておりました不適合事象についてはご報告させていただきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。
0:15:19	はい、規制庁アリタです。それはそういうことでよろしく願います。
0:15:39	規制庁調査ですけども、
0:15:43	資料の3ページの(10)に記載されている内容というの
0:15:52	今まで一時から5時の間でこちらからコメントした内容を確認するっていうそんなに時間がかかるものではないと思っていて、
0:16:03	どれぐらい全部チェックしてした上で我々が
0:16:09	我々は語句を代表的なものしか御指摘してませんので、多くは、この中に入ってくると思います。類似の内容だと思い、思いますけれども。

0:16:26	そういうところのチェックは全部済ませた上で審査会合に臨んでください。最低でも、
0:16:34	で、6次申請の記載の不備っていうのはこれからその見つけていただければいいと思いますけれども、同じようなことを繰り返さないでくださいっていうことですので、
0:16:48	最低そのチェックは進めさせてください。その上で、対応で足りるのかどうか。
0:16:57	類似のその不適合のないの内容であれば、この対応で足りるのかもかもしれませんけれども、いくつか他のものも含まれればですね、成果でご対応織り込まなければいけないっていうこともあると思いますので、
0:17:13	検討してくださいまだ2週間ぐらいありますんで。
0:17:21	三菱原子燃料テラヤマでございます。これまで受けまして資産コメントにつきましては、括りで分類をしております。そしてそれについて、ある程度細かく詰めた上で、1万類似事象、類似コメントについてまとめてあげて、
0:17:38	実際にその6申請書に反映されるかどうかという展開されてるかどうかということでのチェックをやっていきたいというふうに考えてございます。
0:17:49	はい。
0:17:52	規制してございますけれども、別の類似のその分析のf含めてくださいということです。
0:18:01	要するに我々の指摘した内容のみということではなくて、メグミルクから我々が今までしたコメントの分析をしてるわけですから、
0:18:14	それもこちらに当然盛り込んでくださいということです。
0:18:21	MNFテラヤマでございます。承知いたしました。
0:18:33	はい。規制庁アリタです。続きまして
0:18:39	規制庁の方からコメントございますでしょうか。
0:18:49	規制庁のイケナガですけども、今の議論ちょっと聞いてですね、お願いしたいのまとめのほうに、やっぱり今話をに入れて欲しいんですよ。このまとめだけ見ると、先ほども指摘があったように、
0:19:04	そのへの
0:19:05	NRAからの指摘に基づいてやってるだけの表現としか思えないんですね、今小田さんの方からもあったように、三菱さん独自の検討っていうかな、そういうことも、
0:19:22	やっていただきたい。
0:19:23	ですから、

0:19:25	端的に言えば、検査のときとかですね、他社の事例とか、そういうものも含めて幅広くやるという姿勢をこのまとめに一つ入れて欲しいという希望です。以上です。
0:20:23	MNFですけれども、ただ、ただいまの御指摘踏まえまして、申請書の資料のほうに反映させていただきたいと思います。
0:20:35	原子力規制庁ナガイです。今日の面談というかヒアリングは審査場合も前ですので、あくまでも我々のほうで資料をつくれとかつくれっていうものではございませんので、皆さんの御判断の結果として、
0:20:52	修正が必要と判断すれば修正していただければ結構です。時来週ですか。次回審査は御前に予定している面談ヒアリングの場です、説明していただければ結構ですけれども、あくまでも原因分析と対策は、
0:21:11	事業者が自主的にやるものですので、我々のほうで、その根底がおかしいとかそういうことは今の段階では東京にお伝えしませんので、そういう御理解で対応の方をお願いします。
0:21:30	三菱原子燃料テラヤマ承知いたしました。
0:21:38	はい。
0:21:40	規制庁アリタです。続きまして、
0:22:19	原子力規制庁ナガイです。実は我々のほうでもですね、申請書のチェックのほうは進めて指摘した事項以外にも幾つかの網を追加の事例が出てます。ただ、ここではあくまでも皆さん自身が、
0:22:39	確認をしてちゃんと見つけていただいているかどうかということを確認するために、このままで皆さんがその状況説明されれば、共同のシズメ面談でお伝えそれに関連した。
0:22:56	質疑応答もしようと思ってたんですけど、皆さんの方でまだチェックしてないということなので、今日予定していた、そういったもろもろの個別事項については全部次回にまわしますので、もう皆さんと今日この場で争点について個別事項について確認することはありません。
0:23:15	審査会合前に皆さんの方で6次申請なりこれまでの不備事項こういうのがありましたっていう報告をいただければ、我々として考えているものと相違があるのかどうかっていう点については、議論はしませんけど質疑応答はさせていただくと。
0:23:33	いうことにしたいと思いますんで、その上です、今からちょっと大事なことをお伝えしたいと思います。共通する事項です。
0:23:43	まずこれは今回の資料を見ていて、さっきオザワの方からも、我々全員の意見なんですけど、お伝えしている通りで、今回の指摘を原因分析と対策は、指摘した不備事項を

0:24:01	2 ポツ目資料 1 の 2 ポツで、原因と対策のところ指摘された首を不適合辞書ととらえていると。これについては非常に非常にというか当たり前近いか、
0:24:17	前向きだと。
0:24:20	し、審査委員会審査番号を踏まえた取り組み取り返しますけれども、まず最初に不適合事象ですね、直接原因を検討する際に、
0:24:33	不適合事象が不適合事象っていうのがどういうことなのかっていうのをもう一度ですね、再確認という意味も含めてちょっといくつか確認しますんで、皆さんの
0:24:49	品質保証計画書も今回日申請書にもついてますけれども、ここでは不適合というのをどのように定義しているのか、
0:25:01	説明をしてください。
0:25:04	品質保証計画書はちょっとばくつとしてましたけど、申請書についておりますけれども、
0:25:18	まずちょっとその理解を
0:25:21	認識を一致させておかないと次回。
0:25:24	確認するときにはですねーから振り出しになっちゃうと、
0:25:31	お互いにとって時間と、
0:25:34	テーマの無駄にならないようです。
0:25:44	申請書でいうと、3800 ページから品質保証計画書がついてます。皆さん作ったやつですから、皆さんすべてと思いますけど。
0:27:05	原子力規制庁ナガイです。もし書類がお手元ないようでしたら、こちらからの伝えますので、
0:27:14	これは審査会合それから面談定例ヒアリングですので、特に何か指示をしたりすることでありませんけれども、今後の別ね不適合対応についてはよく理解したい、いただきたい点がありますね。
0:27:32	ヤマカワさん聞こえていますか。
0:28:07	ちょっとこちらの方の声があってなかったんですけど聞こえてございます。
0:28:13	はい、原子力規制委員会です。あの、回答がないようなので、こちらからお伝え
0:28:19	しますので、結局、
0:28:25	何ていいですかね。
0:28:26	お伝えの仕方が難しいんですけど、よく不適合の定義と、それからそれに対するですね後的な要求事項に適合していないことっていうことがKPの
0:28:42	3 ポツの定義の⑤に書いてあります。皆さんね、要求事項っていうのは何かとということで、これは一番最初の中でまず法令要求、

0:28:55	いや、トップに上がってると思うんですけども、その時法令要求をよく理解して分析なりですね、不適合の特定をしていただきたいと思いますので、特にですね、16条を法令の16条の2の第1項の
0:29:14	設工認の認可のところとそれから事業規則の別にコアの設計及び工事の計画の認可申請という項目があって、そこでは第1項で認可を受けた事項施設区分ごとに、そこそのものには詳細書いてある。
0:29:34	あわせて、屈折車等に申請をするということですね、
0:29:41	2項では天空の説明書について技術基準に適用することを説明してくださいということがうたわれておりますので、そのところをまず理解した上で、今までのその不適合、
0:29:59	がどういう不適合だったのかっていうところですね、理解していただ
0:30:05	きたいと思いますので、いただく必要があると思いますので、特に事象一つ一つとらえてしまうと、モグラたたきようになって今までの5時までの繰り返しにならないようにですね。
0:30:24	検討を進めていただきたいと思いますので、
0:30:28	もう一つですね、これまでの面談。
0:30:33	東電もですねお伝えしてるんですけど、それで我々のほうの審査の進め方は現状では、平成28年2月17日の委員会資料の差ということで新規制基準への適合推薦制審査がある。
0:30:48	今後の進め方についてということで、これはもう皆さんとか、第一次申請からずっとお伝えしているところですので、そのところをよく確認した上でどういう申請対象設備があるので、その申請でどんなものが申請されているのか。
0:31:39	MNFヤマカワで今聞こえてございますはいありがとうございます。私マイクの前でしゃべってるんですけど聞こえなければ途中で、その時点で
0:31:50	言っていただけだと思いますけれども、要は規制要求事項ですね、技術基準。
0:31:58	技術基準じゃない。
0:32:00	加工事業規則の第3条の2のみで申請すべき事項ですね、それから我々のほうはシミズ適合を新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方ということで今、今現状では、平成28年2月17日の
0:32:18	委員会資料3に基づいて審査を進めておりますので、その中では基本的な事項はもう実用炉の審査の進め方に準ずるっていうことで、
0:32:36	実用炉のですね、相当規定を引用しながら、審査を進めておりますので、それはそういうことで
0:32:45	確認ができない、いわゆる設備の1位置構造強度ですね、が確認できない部分について、

0:32:56	特に本文の認可を受ける事項に記載されていない点、このペンをこれまでも個別設備についてお伝えして今回もう6時の代表設備でお伝えしているところですので、構造強度については、
0:33:16	単に耐震強度だけでなく、当然5次でもあります耐圧強度もありますし、耐竜巻荷重に対する挙動もあります。沢山火災荷重に対する単に機械的
0:33:32	強度だけでなく熱的強度にもあるので、そういった形で求められる安全機能に対してきちんとまず設計条件が規定されていること、そのことがまず入口になってそれに対するその共同
0:33:48	持っているということをきちんと確認をしてくださいということですね、一步一步は伝えます伝えませんので、もう一つの観点として、
0:34:02	機能性能に関する安全機能が要求されているものをやはりインターロックであるとか警報については、設定値を設定するものがどうなっているかというのをよく確認した上で、
0:34:18	再発防止をとっていただくという必要があると思うんですね、これ今伝えているのは、法令要求に、もうそうなっていますので、これ具体的に設工認の段階では読みにくいんですけど。
0:34:34	事業規則の三条の4-2の使用前事業者検査の実施ということで、あの使用前事業者検査は、の設工認に適用していることを確認するというので、構造強度漏えいを確認するために十分な方法とか、
0:34:50	機能性の確認されたために十分な方法とか、その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法ということで、4月1日Gの改正ですね。
0:35:08	ここんところは使用前事業者検査としての実施の要求事項になっておりますので、
0:35:15	その時にちゃんと確認できるような設計条件であるとか、材料、寸法表が、
0:35:24	ですね、それから構造はわかるように変えて、
0:35:28	あるかどうかという観点で、
0:35:33	分析を進めていただけるとよろしいんじゃないかと思います。具体的な心は、皆さんの分析ですので要求事項はそういうことになってますという、今日は
0:35:47	原点に戻った説明になってますけれども、そういうことをお伝えしたいと思います。以上です。
0:36:00	はい。
0:36:01	MNFヤマカワです。
0:36:02	ただいまご指摘いただいた提案は十分承知してるつもりでございますけれども、
0:36:09	私どもの認識としましては当然ながら炉規法で認可基準がきちんと示されて、

0:36:18	これは2点あると思いますが、事業許可と整合していること。
0:36:22	それと、加工施設の技術基準に適合していること、この2点が東京で定められている認可基準であると思います。
0:36:32	それを受けまして、加工規則で細かいところは考えてございますけれども、
0:36:38	ただいま1というこれまでも多分同じことを繰り返し我々指摘されてきたというふうに認識してございまして、
0:36:47	具体的には、要はまず申請対象範囲、これをきちんと明確に社会
0:36:53	それを踏まえましてそれらの位置、構造的寸法材料、
0:36:59	これが設計の結果として、設計書が本部にきちんと記載されていること。
0:37:06	ということが前提なのかなと。
0:37:08	本部に理解された後の設計書大型船適合説明書において許可と変更していることを技術的に整合していること。
0:37:19	いうことをきちんと説明すると。
0:37:22	いうこととして理解してございますが、その観点でもう一度きちんと申請書の中身を事業者みずから
0:37:31	チェックしてきました、適応があれば修正していきたいというふうに考えてございます。
0:37:40	はい、原子力規制庁の永井です。今ご説明いただいた通りというかそういう理解だということで周知しましたので、特に資料についてどうこう言うことでありませんけど、5ページ目のですね。
0:37:57	直接要因の分析とかの要因対策一覧の中にいろいろ申請書の不備とバイザーグレードとコメントの理解不足とかあるんですけども、
0:38:13	まず、なぜコメントしているのかっていうところをよく
0:38:20	社内の方に御理解いただき、
0:38:24	きたいということで、再度お伝えしたわけですけども、それに対する対策がとられて
0:38:34	ような仕組みになってるかっていうのをこれまで、さっきアリタが伝えましたけど、これまでの一時から5時。
0:38:42	含めて、次回の審査会合でこのPRですね、皆さん準備ができています。
0:38:51	状態で説明いただければと思います。
0:39:06	MNF ヤマカワです。ただ今の御指摘なの。承知いたしました。
0:39:10	はい。
0:39:14	原子力規制庁流れです。指摘ということではございませんので、そういうことを説明をしてくださいということで、ダイク化しております。以上です。
0:39:39	規制庁だけですけども、ちょっと日一言言うよろしいですか。

0:39:45	やはり規制庁アリタです。どうぞ。
0:39:50	今のナガイとヤマカワさんのやりとり、
0:39:56	では、私はすべてだと思っていて、
0:40:01	今の伊藤ヤマカワさんの回答を踏まえて、5 ページの内容を、いま一度繰り返してください。
0:40:12	我々が何でコメントしているのか。
0:40:16	いうところを今の回答は今ヤマカワさんが言われた通りであって、
0:40:23	そのところを1回してきちんとその申請書をつくり込んでいただかないと同じようなことを繰り返していくわけですから、
0:40:35	このところを十分にまず理解しないと、一つ一つの潰していくっていうのは無理な難しい話ですので時間もかかりますし、まず根本的なところの考え方を理解していただいた上で、
0:40:51	ということだと思いますので、
0:40:54	それを踏まえると、5 ページ目も大分その見方が変わってくるんじゃないのっていう気が私はしてますけれども、今一番の事業者に考えていただければ。
0:41:12	タケダfヤマカワただいまの御指摘。
0:41:17	いたしました。先ほど私から一般的な考え方を述べさせていただきましたけれども、
0:41:24	それに従って、もう一度きちんと見直したいというところと、
0:41:29	これまで規制庁さんからいろんなコメントをいただいております。それはあくまでも1例であって、
0:41:37	結構先ほど私が説明したところに帰結するのかなというふうに考えてございます。
0:41:43	一番大きな点は、
0:41:47	指摘されたことではなくて、事業者みずからきちんと不具合を洗い出して、
0:41:53	改善を図っていくと。
0:41:55	いうところで、今後実行して参りたいというふうに考えてございます。
0:42:08	はい。規制庁アリタです。
0:42:11	それではやっぱこの手のオオイでございますでしょうか。
0:42:27	じゃあ、
0:42:44	規制庁あります。ないようでしたらこれで家面談を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。
0:42:56	MNF特にございませぬ。
0:43:01	規制庁アリタです。それでは、本日の面談を終了したいと思います。ありがとうございます。